

## 告 示

### 埼玉県告示第九百号

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年八月二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千八百号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表A級の項中「二億五、〇〇〇万円」を「三億七、五〇〇万円」に改め、同表B級の項中「六、〇〇〇万円」を「九、〇〇〇万円」に、「一億円」を「一億五、〇〇〇万円」に、「五、〇〇〇万円」を「七、五〇〇万円」に、「四、〇〇〇万円」を「六、〇〇〇万円」に改め、同表C級の項中「三、〇〇〇万円」を「四、五〇〇万円」に、「四、〇〇〇万円」を「六、〇〇〇万円」に、「一、五〇〇万円」を「二、五〇〇万円」に、「一、〇〇〇万円」を「一、五〇〇万円」に改め、同表D級の項中「一、〇〇〇万円」を「一、五〇〇万円」に、「一、三〇〇万円」を「二、〇〇〇万円」に改める。

#### 附 則

この告示は、令和七年一月一日から施行し、改正後の埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の規定は、同日以後に公告する一般競争入札又は公示する指名競争入札から適用する。